**●相生市老朽危険空家除却支援事業**

**事業内容**倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空家の除却に対して補助を行うことにより、

居住環境の整備改善及び地域の活性化を図ります。※空家は､長屋空家も対象とします｡

**補助額**補助率　対象工事費の1/6 （上限333千円）

**対 象 と**老朽危険空家等、倒壊等により道路や近隣に危険が及ぶことが懸念され、地域から改善が

**なる空家**求められている空家で､市が条例に基づき指導･勧告を行ったもの

**申 請 者**空家の所有者または管理者。

**対象工事**危険空家等の除却工事に係る経費。

**（経費）**ただし、家財の解体、搬出又は処分に要する費用は除きます。

**選考基準**自治会等地域の意見を参考とし、危険度判定で危険と判断される空家等を選考します。

|  |  |
| --- | --- |
| **事前調査申込に必要な書類**  □　申込書（様式第１号）  □　位置図  □　現況写真  □　土地及び建物の登記事項証明書  又は固定資産証明書 | **申請に必要な書類**  □　申請書（様式第３号）  □　収支予算書（様式第４号）  □　実施計画書（様式第５号）  □　平面図  □　相続物件の場合は関係が分かる書類  □　工事費見積明細書  □　納税証明書  □　共有名義の場合等は同意書  □　その他市長が必要と認める書類 |

**スケジュール**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 申請期間 | 事前調査 | 選考・決定 | 工事期間 |
|  | 時　期 | 4～5月 | 5～6月 | 7月 | 7月～翌年3月 |

※予算の余裕がある場合は、申請期間を概ね11月まで延長します。

**空家相談窓口　〒678-0031　　　　　　　　　　　　　　 　 TEL：0791-23-7130**

**相生市旭１丁目２番１０号　　　　　　　　　　FAX：0791-23-7137**

**相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係　E-mail：machizukuri@city.aioi.lg.jp**

**@@**

@